

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

福島県立磐城高等学校長 柳沼 英樹

1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び数量
令和 5 年度暖房用燃料単価購入契約 軽油 予定数量 19,000 リットル
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- (4) 納入場所 福島県立磐城高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) いわき市内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及を持参又は郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月） 午後 4 時 0 0 分必着
- (2) 提出場所 郵便番号 970-8026 福島県いわき市平字高月 7
福島県立磐城高等学校 事務室
電話番号 0246-23-2566

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3 に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県立磐城高等学校ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和 5 年 1 1 月 1 0 日（金）～令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所 福島県立磐城高等学校 百年記念館 2 階会議室

ウ 郵送による入札は不可とする。また、定刻に参集しない場合は辞退したものとみなす。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立磐城高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 入札書には、1 リットルあたりの単価（消費税及び地方消費税を含まず、軽油引取税は含んだ金額）を記載すること。なお、記載する単価は政府補助金適用後の単価とすること。

また、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各月毎の給油済数量に軽油引取税を除いた契約単価を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に、100分の10に相当する額（10%は消費税及び地方消費税相当額）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）、及び各月毎の給油済数量に軽油引取税を乗じて得た金額（円未満切り捨て）を加算した合計額とする。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立磐城高等学校 事務室

電話番号 0246-23-2566

ファクシミリ 0246-23-5074

電子メール iwaki.h@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 1 6 7 条 の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立磐城高等学校長 柳沼 英樹

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)に掲げる書類等を添付し、令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月）午後 4 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1)納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意） ※参考様式別添

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月）午後 4 時 福島県立磐城高等学校 事務室

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分 福島県立磐城高等学校 百年記念館 2 階会議室 なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和5年11月28日（火）午前10時00分 福島県立磐城高等学校 百年記念館2階会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第6号様式） 代理人が出席し、入札する場合

- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1リットルあたりの単価（消費税及び地方消費税を含まず、軽油引取税は含んだ金額）を記載すること。なお、記載する単価は政府補助金適用後の単価とすること。

また、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各月毎の給油済数量に軽油引取税を除いた契約単価を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に、100分の10に相当する額（10%は消費税及び地方消費税相当額）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）、及び各月毎の給油済数量に軽油引取税を乗じて得た金額（円未満切り捨て）を加算した合計額とする。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、入札公告で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再

度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立磐城高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県立磐城高等学校に令和5年11月15日（水）午後4時までに説明を求めることができる。

福島県立磐城高等学校は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県立磐城高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る為に連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り

止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告 2 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (8) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするところがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、「別記 2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、予定数量に軽油引取税を除いた契約単価を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に、100分の10に相当する額（10%は消費税及び地方消費税相当額）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に、予定数量に軽油引取税を乗じて得た金額（円未満切り捨て）を加算した合計額の100分の5以上の額を契約保証金として納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する場合小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

単価購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、異議を申し立てることはできない。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7)から(11)まで (略)
 - (12) 1件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13)から(18)まで (略)
- 2 (略)

別記 2

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

- 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入
くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。
なお、記入がない場合は有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- 2 くじの手順
 - (1)有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
 - (2)同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計を入札書の数で除算し、余りを算出する。
 - (3)上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。
A社（有資格者コード000212003）・・・くじ番号 1
B社（有資格者コード100033645）・・・くじ番号 2
C社（有資格者コード000003025）・・・くじ番号 0
- 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。
A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）
B社（くじの数 072）
C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）
- 3 落札者の決定
落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。